

## 【測量・調査・設計の部 - 市内】

### いわき市入札参加資格審査申請書提出要領 (登録部門：測量・調査・設計の部)

いわき市が下記の登録期間に実施する競争入札に参加を希望する本店又は本社の所在地が市内で、新規登録又は業種追加を希望する方の「入札参加資格審査申請」を次のとおり受け付けます。

申請にあたっては、本要領の内容を十分に確認の上、提出してください。

なお、本要領の中で、特に御注意いただきたい箇所については「重要」の表記を付けていますので、御確認ください。

1 受付期間 **重要** 令和8年5月1日(金)から令和8年5月31日(日)まで (受付期間末日の消印有効)

2 申請書類の提出

提出方法：**重要** 「書留郵便(一般または簡易)」「レターパックプラス(赤色)」による郵送

【送付先】	いわき市財政部契約課工事契約係 〒970-8686 いわき市平字梅本21番地
【問い合わせ先】	TEL(直通)0246(22)7419 (FAX)0246(22)1251

封筒の表側に**重要**「入札参加資格審査申請書在中(測量・調査・設計の部)」と記入してください。

なお、登録部門が複数ある場合は1つの封筒に同封してかまいませんが、登録通知送付用の110円切手は、登録部門ごとに1枚添付する必要がありますのでご注意ください。

記載事項に係る基準日について

申請書類の記載事項に係る基準日は、**重要** 令和8年4月1日現在となります。(詳細はP.5をご覧ください)

注意事項

ア 指定された期間外の申請は、受け付けません。

イ 申請書類様式は、市ホームページからダウンロードしてください。(最新のものを使用してください)

ウ 申請書類に不備等がある場合は、FAX等でその内容を連絡しますので、**重要** 令和8年6月5日(金)(必着)までに「訂正又は追加」をして郵送等により再提出してください。

エ 受付期間終了後は、受理した申請内容の変更はできません。提出にあたって、申請書類を十分に確認してください。

3 登録期間 登録の日(令和8年7月下旬)から令和10年3月31日まで

書類審査の結果及び審査内容については、令和8年7月下旬に、入札参加資格審査申請書に記載された「申請者」へ通知します。

4 審査方法

次に掲げる者に該当しないかを審査します。【適格審査】

特別の理由がある場合を除くほか、入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

法令の規定により営業に関し許可、認可、登録等を受けていることを必要とされる場合において、これを受けていない者

法人税又は所得税、消費税及び地方消費税並びにいわき市に納めるべき市税を納付していない者

いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱(平成22年2月22日制定)第4条第1項に規定する排除措置対象者に該当する者

## 【測量・調査・設計の部 - 市内】

工事等に関して、保証した者が故意にその義務を免れた場合において、その事実があった日から2年を経過していない者

資格の審査に関する申請書その他の添付書類について虚偽の事項を記載した者

次のいずれかに該当すると認められる者で、申請期間の末日において、いわき市競争入札有資格者指名停止等措置要綱（平成28年3月30日制定）に基づく指名停止の期間にあるもの（その者を代理人、支配人その他の使用人、又は入札代理人として使用する者を含む。）

ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること、又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務を妨げた者

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。以下同じ。）に加入していない者（ただし、社会保険等の適用が除外されている場合を除く。）

～ のいずれかに該当する場合は、申請を受理できません。

により、いわき市が実施する競争入札への参加を停止されている者については、停止期間満了後の30日以内に限り申請を受け付けます。ただし、登録期間は、登録をした日から「3登録期間」の末日までとします。

## 5 その他

申請内容のうち「商号又は名称」、「所在地(住所)」、「代表者職氏名」、「登録業種」については、登録後に窓口（契約課）及び市ホームページに公表しますので御承知おきください。

受付期間終了後は、追加申請受付期間を除き、**重要**登録業種の追加はできません。

登録される所在地は、法人登記に登記されている所在地となります。（法人のみ）

市内中小企業等の受注機会確保等について

本市が発注した工事を下請発注する場合、工事資材を発注する場合、建設機械を購入又は借入する場合及び受注した業務の一部を外注する場合には、透明性の向上と公正な競争の確保に留意しつつ、本市内の中小企業等を優先として活用してください。

下請発注する場合には、適正な価格で請け負わせること、下請代金を適正な期間内に支払うことなど、関係法令を遵守し、下請け契約の適正化を図ってください。

建設工事において、受注元請負人が社会保険等に未加入の事業者（社会保険等の適用が除外されている場合を除く。）とすべての下請契約をすることは原則として禁止となります。（社会保険等に未加入の下請負人に対しては、加入を指導するなど、適正な労働環境の確保に努めてください。）

【測量・調査・設計の部 - 市内】

6 受付業種一覧

次の表の業務内容別に受付を行いません。

業 種	記号	業 務 内 容	登 録 資 格 要 件
測量関係業務	測	測量一般	測量法第 55 条の規定による測量業者の登録を受けていること。
	図	地図調整	
	航	航空測量	
建築関係建設 コンサルタント業務	建	建築一般	建築士法第 23 条の規定による 1 級、2 級及び木造建築士事務所の登録を受けていること。
	設	建築設備	建築設備士等の資格を有し、建築物の電気設備又は機械設備に関する設計を行うものであること。
土木関係建設 コンサルタント業務	土	土木一般	技術士、土木施工管理技士、測量士の資格を有し、土木構造物の設計を行うものであること。 建設コンサルタント登録規程第 2 条により、 <b>重要</b> 国土交通省の登録簿に各部門の登録を受けていること。
		河川、砂防及び海岸・海洋	
		港湾及び空港	
		電力土木	
		道路	
		鉄道	
		上水道及び工業用水道	
		下水道	
		農業土木	
		森林土木	
		水産土木	
		廃棄物	
		造園	
		都市計画及び地方計画	
		地質	
		土質及び基礎	
		鋼構造及びコンクリート	
		トンネル	
		施工計画、施工設備及び積算	
		建設環境	
機械			
⑳	電気電子		
地質調査業務	地	地質一般	地質調査技士の資格を有し、地質調査を行うものであること。
	質	地質調査	地質調査業者登録規程第 2 条により、国土交通省の登録簿に地質調査業者の登録を受けていること。
補償関係 コンサルタント業務	a	土地調査	補償コンサルタント登録規程第 2 条により、国土交通省の登録簿に各部門の登録を受けていること。
	b	土地評価	
	c	物件	
	d	機械工作物	
	e	営業補償・特殊補償	
	f	事業損失	
	g	補償関連	
	h	総合補償	

【測量・調査・設計の部 - 市内】

7 提出書類

- ア 申請書類は、**重要**番号順に並べ、左側に穴をあけ、とじ紐で綴って提出してください。
- イ 複数の業種を申請する場合は、受付業種一覧表の業種・記号順に並べてください。
- ウ の書類は、「測量・調査・設計の部」以外にも同時に申請している場合において、他の申請に原本を添付しているときには、写し(コピー)でも可とします。(「原本は の部へ添付」と記載すること)
- エ 建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務を希望する場合で、各登録規程による最新の現況報告書の写し(国土交通省の確認印を受けたもの)を提出したときは、 が提出されたものとみなします。

「○」は必須、「 」は該当者のみ提出

番号	提出書類		新規登録 (登録更新)		業種 追加	コ ピ ー	注 意 事 項	
			法人	個人				
	入札参加資格審査申請受付確認票 (測量・調査・設計の部)					-	<ul style="list-style-type: none"> <li>提出書類の をチェックして提出すること。</li> <li>本票を申請書類の一番上に添付して提出すること。</li> </ul>	
	様式1 入札参加資格審査申請書 (測量・調査・設計の部)(5枚1組)					-	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請は、本社名で記入すること。</li> <li>「オ様式1」入札参加資格審査申請書に関する確認書類」の説明を熟覧の上、必要書類を添付すること。</li> </ul>	
	【法人】履歴事項全部証明書 (商業登記事項証明書)			-		可	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>重要</b>申請日前3箇月以内に発行されたものであること。</li> <li>身分証明書は、本籍地の市区町村長により発行(証明)されたものであること。</li> </ul>	
	【個人】身分証明書		-			不可	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人の業種追加で、前回申請時点から役員や資本金等が変更となっている場合は提出すること。</li> </ul>	
	国税の納税 証明書	【法人】税務署様式 「その3の3」		-		可	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>重要</b>令和8年4月1日以降に発行されたものであること。</li> <li>次の税目に未納がないこと(納期未到来分を除く) 法人:「法人税」及び「消費税及び地方消費税」 個人:「申告所得税等」及び「消費税及び地方消費税」</li> </ul>	
		【個人】税務署様式 「その3の2」	-			可		
	いわき市税の納税証明書					不可	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>重要</b>令和8年4月1日以降に、別紙「納税証明請求書」により証明されたものであること。</li> <li>未納がないこと(納期未到来分を除く)</li> </ul>	
	登録証明書等				○	可	<ul style="list-style-type: none"> <li>登録希望業種の登録要件に示す各種登録の登録書又は証明書(証明年月日が<b>重要</b>申請日前3箇月以内に発行されたもの)であること。</li> <li>登録等に有効期限のあるものについては、申請日において有効期限を満たしていることが確認できるものであること。</li> <li>更新手続中の場合は「更新前の許可通知書等」及び「所管官庁の受理印のある登録申請書」の写しを提出すること。(更新後の許可通知書等は交付され次第、速やかに提出すること)</li> </ul>	
	同意書 (暴力団等の該当性を警察に照会します)					-	<ul style="list-style-type: none"> <li>記載例に沿って、申請日現在で在職している代表者、役員、監査役等を全員漏れなく記入すること。</li> <li>役員等の住所は、住民登録地(住民票の住所)を記載すること。</li> <li>法人の場合は商業登記に記載されている順番で記入すること。</li> <li>業種追加で、前回申請時点から役員等が変更となっている場合は提出すること。</li> </ul>	
	入札参加資格制限確認票					○	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>既に、「いわき市入札参加有資格者名簿」の他部門に登録がある場合についても、申請日時点の内容を記載して提出すること。</li> </ul>
	財務諸表	【法人】 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書		-		-	可	<ul style="list-style-type: none"> <li>【法人】</li> <li>申請日の属する営業年度の前年度の財務諸表であること。</li> <li>申請日現在において前年度決算が完了していないため提出できない場合は、前々年度の財務諸表を提出すること。</li> <li>【個人】</li> <li>申請日の属する年の前年分の申告書の写しであること。(電子申告の場合は右上部に「受付日時・受付番号」が印字されているもの。)</li> </ul>
		【個人】 所得税又は市町村民税の申告書	-			-	可	

【測量・調査・設計の部 - 市内】

様式2	業務経歴書			-	・申請日の直前2年間の営業年度における主な業務について、登録希望業種ごとに作成すること。
様式3	技術者経歴書			-	・法令免許の有無にかかわらず、申請日現在で登録希望業種ごとに作成すること。
様式4	技術者集計一覧表 (2枚1組)			-	・土木関係建設コンサルタント業務に登録を希望する場合のみ作成すること。 ・申請日現在で作成すること。
	登録通知送付用の切手			-	<b>重要</b> <b>110円切手を1枚「入札参加資格審査申請受付確認票」に添付(クリップ止め)すること。</b> 返信用封筒は不要 110円切手ではないもの(料金受取人払返信用封筒など)は不可 複数の登録部門へ申請する場合、切手は部門ごとに必要
	(希望者のみ) 書類が届いたことを証する書類を希望する場合は、右記の注意事項に沿って、同封してください。 「登録通知送付用の切手」とは別に用意してください。 なお、当該書類は、書類の審査終了を証するものではありません。			-	<b>申請書等に受領印が必要な場合は、次の書類を提出すること</b> <b>なお、当該書類は申請書類の中に綴らず別葉としてください。</b> ・ <b>受領印が必要な書類(入札参加資格審査申請書のコピーなど)</b> ・返信用の封筒(送付に必要な切手をあらかじめ貼付すること) 申請者の独自様式(返信用おき等)でも可 <b>事務効率化のため、返信用封筒等の宛先に、敬称(「様」等)が記載されていない場合の訂正は行いませんのでご了承ください。</b>

オ 様式1 入札参加資格審査申請書に関する確認書類

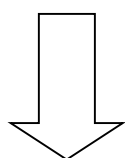
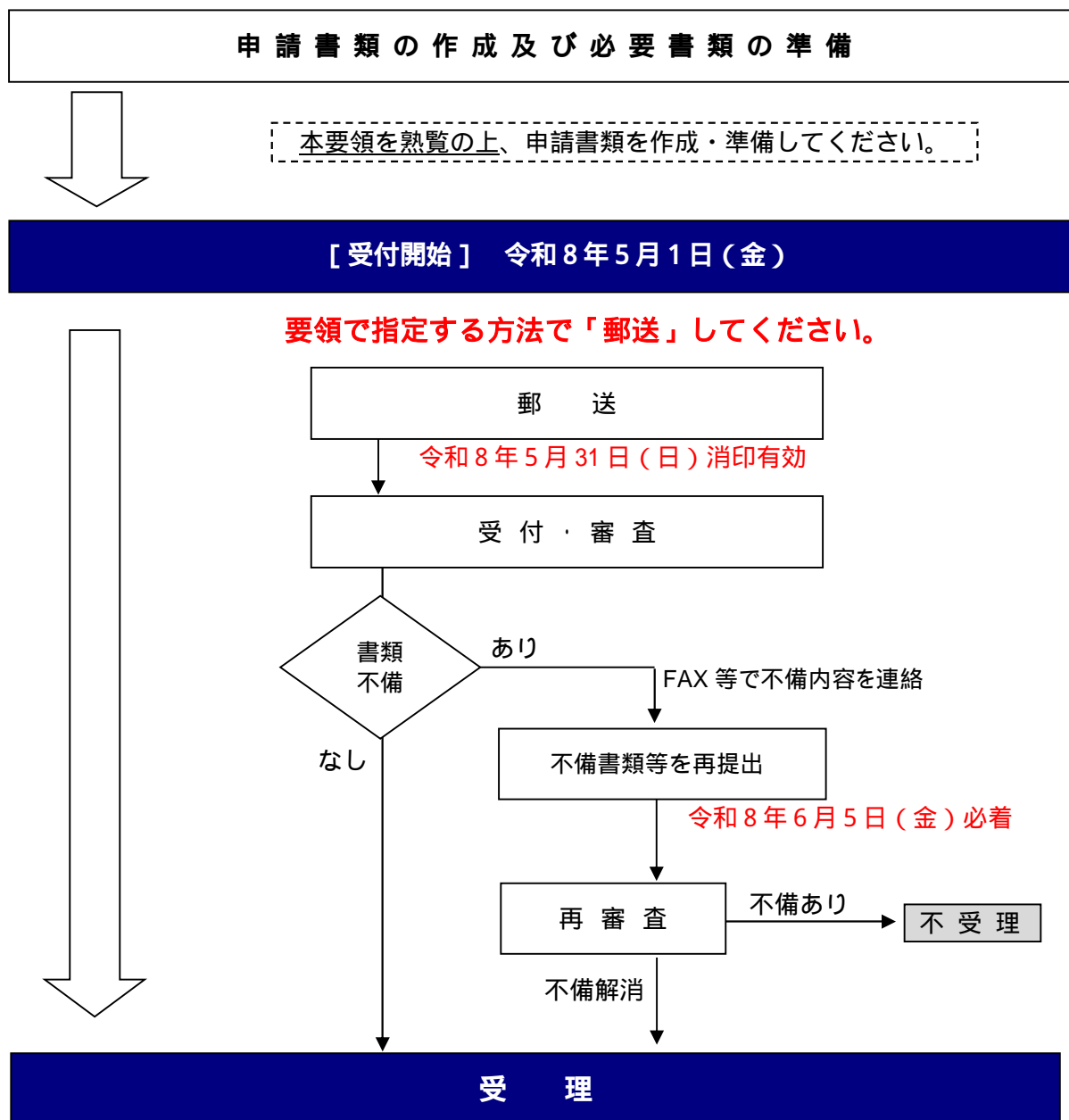
入札参加資格審査申請書に記載する事項のうち、次の調査項目についての確認書類です。

項目	内容	提出資料
6	社会保険等の加入状況 ・審査基準日現在の、雇用保険・健康保険・厚生年金保険の加入状況を確認します。 詳細は、7～11ページをご覧ください。	【申請者全て】 ・雇用保険・健康保険・厚生年金保険に加入し、保険料を納入していることが確認できる書類の写し 詳細は、7～11ページをご覧ください。
7	市県民税特別徴収の有無 ・審査基準日現在の、いわき市課税の市県民税の特別徴収の状況を確認します。 特別徴収についての詳細は、市民税課へご確認ください。	【「有」の場合のみ】 ・市県民税特別徴収税額決定通知書の写し 表紙部分のみで可(税額部分は黒塗り)
8	障がい者雇用の有無 ・審査基準日現在の、障がい者雇用状況を確認します。 法定義務のある事業者において法定雇用率以上の障がい者雇用がある場合。 障害者雇用状況報告書の「実雇用率」が法定雇用率を達成していない状況であっても、「身体障害者、知的障害者の不足数」が「0人(不足なし)」であれば、法定義務を達成しているとみなします。 法定義務のない企業において障がい者雇用がある場合 法定義務のある事業者において法定雇用率未達であるが、障がい者雇用がある場合 障害者雇用率制度の詳細は、厚生労働省のホームページ又は公共職業安定所(ハローワーク)でご確認ください。	【「有」の場合のみ】 ・ の場合 公共職業安定所に提出している「障害者雇用状況報告書」の写し(電子申請により行った場合は、「提出完了」のメッセージが記載されたお知らせ等も併せて提出すること)。 ・ の場合 次の書類(A+B)両方 (A)該当者の障害者手帳の写し (B)該当者の雇用の状況が分かる書類の写し(雇用保険被保険者証等)
9	市内の障害者就労施設等からの調達の有無 ・障害者の自立促進のため「障害者優先調達推進法」が施行されたことから、法の趣旨を踏まえ、市として障害者支援に向けた取組みを進めていくにあたり、当該施設からの物品及び役務の調達実績について調査するものです。	【「有」の場合のみ】 ・契約書・領収書など、年月日・金額・品目が記載されており支出されたことが確認できる書類の写し 1件分のみ添付して下さい

入札参加資格審査申請等に係る留意点

審査基準日	・申請書等の記載事項に係る基準日は、入札参加資格審査の申請をする日の属する月の前月の1日です。今回は <b>令和8年4月1日現在</b> となります。
-------	-----------------------------------------------------------------------------

《参考》入札参加資格審査申請の流れ



書類審査の結果及び審査内容については、令和8年7月下旬に、入札参加資格審査申請書に記載された「申請者」へ通知します。

**[ 入札参加有資格者名簿への登録 ]**  
登録の日(令和8年7月下旬)から令和10年3月31日まで

登録末日以降も継続して登録を希望する場合は、「更新」の手続きが必要です。登録末日の前年の11月(予定)に「更新」の入札参加資格審査申請を受け付けますので、市ホームページ(10月に要領・様式等を掲載予定)でご確認ください。

## 社会保険等未加入対策の実施について

いわき市では、労働者の処遇向上と公平で健全な競争環境の構築のため、社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）に加入していない者（法令の規定により社会保険等の適用除外とされる者を除く。）を市が発注する建設工事等すべての入札等から除外することとなりました。

このことに伴い、入札参加資格審査申請にあたり社会保険等への加入を申請要件としますので御理解願います。なお、加入が確認できない場合は、申請を受け付けませんのでご注意ください。

### 実施のスケジュール

- 市内事業者の方  
令和4年4月1日より適用済み
- 市外事業者の方  
令和5年4月1日より適用済み

（建設工事の部では、平成28年度より適用済み）

### 1 社会保険等の加入義務について

社会保険等の加入義務は次のとおりです。

詳しくは年金事務所又は公共職業安定所（ハローワーク）にお問い合わせください。

【社会保険等加入義務一覧】 : 加入義務あり

事業所区分	常用労働者の数	健康保険 厚生年金保険	雇用保険	適用除外となる 保険
法人	1人～			雇用
	役員のみ			
個人 事業所	5人～			健保、年金 健保、年金、雇用
	1人～4人			
	1人親方			

### 健康保険・厚生年金保険

法人の場合は、健康保険、厚生年金保険について適用事業所となります。

個人事業所の場合は、家族従業員を除く従業員が5人以上の場合に、健康保険、厚生年金保険について適用事業所となります。

健康保険については、適用事業所であっても、事業主が健康保険適用除外承認を申請し、年金事務所が承認した場合には適用除外承認を受けることができません。（全国土木建築国保等）

適用事業所の該当等、詳しくは最寄りの年金事務所にお問い合わせください。

### 雇用保険

法人、個人事業所に問わず労働者を1人以上雇用している場合は、雇用保険について適用事業所となります。

役員のみで構成される法人の場合、個人事業主又は同居の親族のみで構成される個人事業所の場合は、雇用保険について原則適用除外となります。

適用事業所の該当等、詳しくは最寄りの公共職業安定所（ハローワーク）にお問い合わせください。

【測量・調査・設計の部 - 市内】

2 社会保険等加入状況の確認に関する提出書類について

入札参加資格審査申請にあたり、社会保険等に加入していることが確認できる書類の提出が必要となります。加入が確認できない場合には、申請を受け付けませんので御注意ください。

社会保険等加入状況の確認に関する提出書類について

次の書類の写しを提出してください。 1 (黒塗り等はせずに、金額等が見える状態で提出してください)

「健康保険」及び「厚生年金保険」について

直近月の各保険料を納付したことを証する書類の写し(納入告知書、保険料領収証書等)

「雇用保険」について( と 両方) 2

直近の「労働保険概算・確定保険料申告書」の写し(雇用保険料部分に記載があるもの 3)  
直近の保険料を納付したことを証する書類の写し

建設業法に基づく経営事項審査を受けている場合

総合評定値通知書の「その他の審査項目(社会性等)」欄のうち、すべての社会保険等の加入の有無が、「有」もしくは「除外」となっている場合には、上記 ~ に代えて、総合評定値通知書の写し(申請日時点で有効であるもの)でも可とします。

社会保険等が適用除外である場合は、様式1入札参加資格審査申請書の「社会保険等の加入状況」の各保険項目欄に、除外の理由を記入して下さい。(事実確認のため、別途書類の提出を求める場合があります)

<注意> 複数の登録部門に申請する場合は、登録部門ごとに書類を添付してください!

- 1 関連会社(親会社等)が加入する「健康保険」「厚生年金保険」「雇用保険」に便乗して加入しているため、自社名義の書類を提出できない場合は、次の書類( と 両方)を提出してください。  
関連会社が社会保険等に加入していることが確認できる書類(上記「 ~ 」または「 」の書類)  
今回申請する会社が関連会社の社会保険等に加入する旨が記載された会社の約款等の写し  
又は、今回申請する会社が関連会社の社会保険等に加入している旨が記載された関連会社が作成した証明書類(任意書式)
- 2 「雇用保険」について事務組合等へ加入している場合は、次の書類( と 両方)を提出してください。  
組合が発行した、直近の「労働保険料等納入通知書」の写し(雇用保険料部分に記載があるもの 3)  
直近の保険料を納付したことを証する書類の写し
- 3 「労働保険」とは、「労災保険」と「雇用保険」を総称した表現ですが、市で加入を確認するのは「雇用保険」の部分です。加入の形態によっては「労災保険」のみ加入し、「雇用保険」に加入していないケースがありますので、必ず「雇用保険」の加入が確認できる(雇用保険部分に数字等の記載されている)書類を提出してください。

【測量・調査・設計の部 - 市内】

3 添付資料の例

様式は団体や納付方法等により異なります

「健康保険」及び「厚生年金保険」について

厚生年金保険料を納付していること

【直近月の各保険料を納付したことを証する書類の写し】

**保険料納入告知額・領収済額通知書**

あなたの本月分保険料額は下記のとおりです。

なお、納入告知額を指定の金融機関に送付しましたから、指定金融機関（納入期日）前日までに口座残高の確認をお願いします。下記のお金を指定の金融機関から口座振替により受領します。

保険料の種類		納付の単位	
納付の月	納付の日	納付額	納付の単位
健康保険料	厚生年金保険料	1,234円	円
健康保険料	厚生年金保険料	567円	円

年 月 日

納入徴収官  
厚生労働省年金事務局長印  
口座振替機

機

健康保険について  
健康保険組合に加入・納付している場合は  
健康保険組合の保険料領収書も提出して下さい。

機

健康保険 介護保険	一般保険料 （健康保険料 介護保険料）	領 収 証 書	
得意番号	種 別	納付額	単位
健康保険料	健康保険料	1,234円	円
健康保険料	健康保険料	567円	円
介護保険料	介護保険料	123円	円
介護保険料	介護保険料	456円	円
<b>納 付 額</b>			円

納付日付 年 月 日  
納付金額 円 角 分  
納付場所

領収日付印

年 月 日

〇〇〇健康保険組合 機

【測量・調査・設計の部 - 市内】

「雇用保険」について

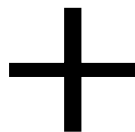
雇用保険部分について「事務組合」へ加入・納付している場合は次ページをご覧ください。

【直近の「労働保険概算・確定保険料申告書」の写し(コピー)】

労働局の受付印があるもの  
電子申請の場合は「到達番号・  
受付番号・受付した労働局」の印  
字がされているもの

雇用保険被保険者数に  
記載があるもの

雇用保険部分に記入があるもの  
ただし、労働保険料に労災保険  
分と雇用保険分の合算が記載さ  
れている場合は雇用保険分が空  
欄でも可( 保険料率欄(イ)  
(ロ)(ホ)に率の記載があり、「イ  
=ロ+ホ」となる場合に限る)



【直近の保険料を納付したことを証する書類の写し(コピー)】



## 【申請書の郵送に使用する宛先等】

書類を郵送する際は、次の宛名等を切り取り、封筒に貼付して郵送してください。

差出人欄はあらかじめ記入のうえ、使用してください。

「一般書留郵便」「簡易書留郵便」「レターパックプラス」のいずれかで郵送してください。

記載内容が同一であれば、本様式を使用せず、封筒に直接手書きする等でもかまいません。

### [宛名欄]

【郵送期間：令和8年5月1日～令和8年5月31日(消印有効)】

〒970 - 8686

福島県いわき市平字梅本21番地

いわき市 財政部 契約課 工事契約係 行

「入札参加資格審査申請書（測量・調査・設計の部）在中」

キリトリ線

### [差出人欄]

差 出 人	所在地 (住所)	〒 -
	商号 (名称)	
	TEL番号	( )
	FAX番号	( )

キリトリ線

障害者就労施設等一覧(障害者優先調達推進法対象施設)

令和8年4月1日現在

	施設・事業所・企業名称	所在地	製品例	提供範囲、条件等	法人名称
1	フルクテン	平字菱川町5-8	パン各種		特定非営利活動法人ゴールデンハープ
2	アイエスエフネットライフいわき平事業所	平字大町7-1		データ入力、テブおこし、コール業務	株式会社アイエスエフネットライフいわき
3	チャレンジメイト	小名浜岡小名広畑 27 番地の10			特定非営利活動法人ハッピーメイト
4	就労移行支援事業所アフレッシュいわき	中央台飯野4丁目2番地の4 いわきニュータウンセンタービル3階			一般社団法人ときわ社会福祉支援会
5	Do	内郷御殿町三丁目 75-6	ハーバリウム、アロマワックスバー等		サクラゼンセン合同会社
6	けやき共同作業所	平字北目町 39 - 10	弁当		社会福祉法人希望の杜福祉会
7	工房けやき	平字北目町 131 - 2	豆腐、惣菜		社会福祉法人希望の杜福祉会
8	就労支援センターかぜ	平字北目町 88 - 4		清掃作業等	特定非営利活動法人 いわきハンディキャップサポートセンター
9	杜のどーなつ	平字大工町 11 - 9	ドーナツ	ドーナツ実演販売(市内全域)	社会福祉法人希望の杜福祉会
10	地域活動支援センターてらす	平字旧城跡 12 - 80		封入封緘作業、文書等シュレッダー作業	特定非営利活動法人布紗
11	あとろえ北山	平字作町一丁目 4 - 3	ケーキ、菓子類、お茶、惣菜	ケータリングサービス、古紙回収業務	社会福祉法人希望の杜福祉会
12	指定障害者支援施設野の花ホーム	平上平窪字羽黒 40 - 51			社会福祉法人いわき福音協会
13	ボボロ	平下平窪二丁目 1 - 5	菓子類、さき織り、紙すき		社会福祉法人いわき福音協会
14	就労支援センター未来工房	平南白土二丁目 1 - 5	弁当、デザート、菓子類、小物(ビーズストラップ)	定期配食業務(市内全域)	社会福祉法人みどりの杜福祉会
15	なないろくれよん平ディールーム	平上荒川字長尾 74 - 8	事務用品、小物雑貨(防災用具)等		合資会社ひよりサービス
16	指定生活介護事業所ピースフルかべや	平上神谷字神谷分 20			特定非営利活動法人かべや福祉作業所
17	指定就労継続支援B型事業所ワークハウスいわき	平下神谷字内宿 64 - 1		封入封緘等	特定非営利活動法人ワークハウスいわき
18	生活介護事業所アライブ	中央台高久二丁目 26 - 4	小物(手織り物、木工製品)	名刺、ハガキ、チラシ等印刷	特定非営利活動法人いわき自立生活センター
19	ミント	中央台高久二丁目 26 - 4		名刺、ハガキ、チラシ、ポスター印刷、洗濯業務	特定非営利活動法人いわき自立生活センター
20	就労継続支援B型オハイアイ	小島町 3-3-3	メモ帳、レジアクセサリ	動画作成、レジ制作	株式会社 T.H.E LUCKY-RELATION
21	ワークセンターしおさい	小名浜諏訪町 1 - 10	給食用麺類、業務用麺類、家庭用麺類	給食、業務用麺類提供(市内全域)	社会福祉法人誠心会
22	なないろくれよん小名浜	小名浜花畑町 11 - 3	ケース、コースター、バック		合資会社ひよりサービス
23	虹のかけはし	小名浜花畑町 19 - 10	パン各種、シュークリーム		社会福祉法人誠心会
24	特定非営利活動法人ワークショップあいあい	小名浜字下町 8	ウエス(工業用)	封入封緘等	特定非営利活動法人ワークショップあいあい
25	Grow	小名浜字隼人 70-4	干し芋、十六穀米、ジャム		合同会社 Grow
26	ハニーズハートフルサポート	鹿島町走熊字七本末 27 - 1		清掃等	株式会社ハニーズ
27	創造空間	泉町下川字八合 1 - 1	文書保存箱、災害時簡易トイレ(ダンボール製)、小物等	オーダーメイドによる文書保存箱等ダンボール製品の製造、販	社会福祉法人エル・ファロ
28	ほおけらハウス	泉町下川字川向 48 - 1	メッセージスタンド、小物各種		特定非営利活動法人ちよぼら
29	いわき希望の園(ゆにば)	泉町黒須野字早福田 217 - 1	EM 製品、石けん	公園等清掃、施設内清掃、封入封緘、DM 発送業務	社会福祉法人育成会
30	サポーターステーションあい一番	泉町一丁目 16 - 2	野菜、花卉類	花壇整備、プランター、除草作業等	特定非営利活動法人あい一番
31	就労支援きらきら	仁井田町寺前 9 - 1	小物(リサイクル生活雑貨)	公園等清掃、除草作業	特定非営利活動法人なこそ授産所
32	天真庵	東田町二丁目 11 - 7	弁当(日替わり)		社会福祉法人誠心会
33	なこそ授産所	錦町重殿 15	味噌	公園等清掃、除草作業	特定非営利活動法人なこそ授産所
34	さんしゃいんクレハ	錦町落合 16		データ入力、メールサービス等	株式会社クレハ
35	就労継続支援B型事業所 心楽	山田町堂平 98 - 5		清掃・除草等	株式会社あすかクリーン
36	みなみテラス	南台一丁目 20 - 10	レーザーコードホルダー		社会福祉法人育成会
37	織町就労支援センター	常磐湯本町天王崎 1 - 151	小物(バッグ等縫製品)		特定非営利活動法人 いわきハンディキャップサポートセンター
38	地域活動支援センターチャオ	常磐湯本町天王崎 1 - 156	小物(水彩画)	封入封緘作業	特定非営利活動法人チャオ
39	株式会社生涯就労支援センター	常磐西郷町銭田 104 - 10		封入封緘、DM 発送業務等	株式会社生涯就労支援センター
40	いわき学園	常磐下船尾町東作 51	パン各種、菓子類	封入封緘、DM 発送業務	社会福祉法人育成会

	施設・事業所・企業名称	所在地	製品例	提供範囲、条件等	法人名称
41	いわき光成園	常磐下船尾町東作 53	小物(キャンドル等)		社会福祉法人育成会
42	工房阿列布	内郷宮町峰根 65 - 187	パン各種、ケーキ、石けん	封入封緘等	社会福祉法人愛鷹福祉会
43	じょうばん福祉作業所	内郷内町水之出 14		封入封緘等	特定非営利活動法人常磐福祉会
44	SOCIAL SQUARE	内郷内町水之出 17			特定非営利活動法人 ソーシャルデザインワークス
45	NPO 法人福祉協会	内郷綴町金谷 19 - 15		封入封緘、清掃業務等	特定非営利活動法人福祉協会
46	内郷授産所	内郷綴町大木下 18		封入封緘業務	いわき市
47	就労継続支援B型ひまわり共同作業所	内郷御殿町三丁目 142	豆腐		特定非営利活動法人ひまわり
48	障がい者就労継続支援A型 ふわり	内郷御殿町四丁目 92	コーヒー	洗車	株式会社尚真
49	生活介護事業所のはら	四倉町大森字民野町 45	さしみこんにゃく		社会福祉法人みどりのかぜ
50	長友製袋	四倉町長友字済戸 54	パルプ、紙		株式会社長友製袋
51	ふじみの園	遠野町上根本字白坂 384 - 1	菓子類(クッキー等)		社会福祉法人誠心会
52	就労支援センター未来ファーム	好間町上好間字田代 11 - 8	ワイン		社会福祉法人みどりの杜福祉会
53	福祉サービス事業所つばさ	好間町下好間字大館 173 - 1	野菜、花卉類	公園等清掃、除草作業、剪定作業	社会福祉法人いわき福音協会
54	株式会社 TOMONI	好間工業団地1 - 86	布団、タオル	クリーニング	株式会社 TOMONI
55	村田基準寝具	好間工業団地1 - 88	布団、タオル	クリーニング	株式会社村田基準寝具
56	多機能型障害福祉サービス事業所せきれい	四倉町字東一丁目 68 番地 24			社会福祉法人福島県福祉事業協会
57	きぼうの里	平字沼ノ内諏訪原二丁目 5 - 7			社会福祉法人希望の杜福祉会
58	SOCIAL SQUARE Sports	平下荒川字桜町 1 番地の 1			特定非営利活動法人 ソーシャルデザインワークス
59	Do2	平豊間字原町 134 番地の 10	パッチワーク製品		サクラゼンセン合同会社
60	Do3	四倉町上仁井田字九反坪 30 番地の 2	マスクケース、カードケース		サクラゼンセン合同会社
61	一步	いわき市泉玉露 2 丁目 1 - 11			株式会社一步
62	ななえ	いわき市四倉町字東二丁目 116-2			特定非営利活動法人 わいわい作業所
63	ジョイワークセンターいわき平事業所	いわき市平字大町 7-1 平セントラルビルディング 3 階			株式会社アイエスエフネットジョイ
64	みらい	いわき市泉玉露五丁目 5 番地の 5			特定非営利活動法人 共創未来
65	就労継続支援事業所B型 i-step works	いわき市内郷御台境町鬼越 126-3			i-step 株式会社
66	WARAFUL	いわき市泉町下川字宮ノ下 124-3			株式会社尚真
67	ウーリーいわき	いわき市平字菱川町 4 番地 3			WOOLY 株式会社
68	天真庵	いわき市東田町一丁目 14 番地の 12			社会福祉法人 誠心会
69	Do4	いわき市好間町下好間字大館 265-6・265-7			サクラゼンセン 合同会社
70	ウーリー植田	いわき市植田町中央二丁目 13-6			WOOLY 株式会社
71	就労継続支援B型事業所 WORK LABO	いわき市桜ヶ丘一丁目 3 番 9			株式会社菅谷
72	就労継続支援 B 型さんふく	いわき市常磐下船尾町歌川 58 番地の 4			合同会社 涼花
73	就労継続支援 B 型 J's one 小名浜	いわき市小名浜相子島字石田 44 の 1			BONILEMO Create 株式会社
74	就労支援事業所 B 型 i-step works 紅葉町	いわき市平字紅葉町 43 - 3			i-step 株式会社
75	ステラヴィアいわき	いわき市常磐湯本町天王崎 91-2 湯本ビル 301-A			フェルマレル株式会社
76	ふわり	いわき市内郷御殿町 4-92			株式会社 尚真
77	NPO 法人はなのころ	株式会社 尚真			NPO 法人はなのころ

110円切手をクリップ  
止めしてください。

市内の事業者用

# 入札参加資格審査申請受付確認票

(測量・調査・設計の部・市内の事業者用)

商号 (名称)	TEL	-	-
	FAX	-	-

今回申請する全ての部門にチェック☑を付けてください。

建設工事の部、 測量・調査・設計の部、 役務の提供の部、 物品の部

要領の提出書類を確認の上、該当箇所にチェックして送付してください。  
受付の結果、必要書類に不備がある場合には、該当箇所にチェックした後送付しますので、再度提出をお願いいたします。

再提出書類についても受付期間を厳守し、できるだけ早急に送付してください。

申請者 記入	提出書類	契約課記入欄
	様式1 入札参加資格審査申請書(5枚1組) 要添付 提出要領P.5「オ 様式1 入札参加資格審査申請書に 関する確認書類」に記載の各書類	
	【法人】履歴事項全部証明書(写し可) 申請日前3箇月以内に発行のもの	
	【個人】身分証明書(原本) 申請日前3箇月以内に発行のもの	
	国税の納税証明書(写し可) 令和8年4月1日以降発行のもの	
	【法人】税務署様式 その3の3	
	【個人】税務署様式 その3の2	
	いわき市税の納税証明書(原本) 令和8年4月1日以降発行のもの	
	登録証明書等(写し)	
	同意書 暴力団等の該当性を警察に照会します	
	入札参加資格制限確認票	
	財務諸表(写し) 【法人】貸借対照表、損益計算書、 株主資本等変動計算書	
	【個人】所得税又は市町村民税の申告書	
	様式2 業務経歴書	
	様式3 技術者経歴書	
	様式4 技術者集計一覧表(2枚1組)	
	登録通知送付用の110円切手 本票左上部にクリップ止めしてください	
	【必要な場合のみ】 受領印を希望する場合、押印を希望する書類及び返信用 封筒・切手等	

いわき市 財政部 契約課 工事契約係

TEL 0246-22-7419  
FAX 0246-22-1251

入札参加登録番号

（測量・調査・設計の部）

## 入札参加資格審査申請書

いわき市が実施する競争入札に参加する資格の審査を申請します。  
 なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

令和 年 月 日

いわき市長 様

申請区分	<input type="checkbox"/> 新規	<input type="checkbox"/> 業種追加
申請者（本店又は本社）		
フリガナ 商号又は名称		
郵便番号		
所在地又は住所 （登記上の所在地）【	】	
フリガナ 代表者職・氏名		
電話番号	( ) -	
ファクシミリ番号	( ) -	

## 申請内容確認連絡先

自社で作成した場合は担当者の  
 連絡先を、行政書士が作成した  
 場合は当該行政書士の連絡先を  
 記入してください。

商号・部署名	
職・氏名	
TEL	( ) -
FAX	( ) -
Mail	

（5枚のうち1枚目）

- 1 次の事項について、全て該当がないことを確認してください。  
該当ない場合に に✓印を記入してください。

**次の事項について、該当する事項はありません。**

**確認事項**

特別の理由がある場合を除くほか、入札に係る契約を締結する能力を有しない及び破産者で復権を得ない。

法令の規定により営業に関し許可、認可、登録等を受けていることを必要とされる場合において、これを受けていない。

法人税又は所得税、消費税及び地方消費税並びにいわき市に納めるべき市税を納付していない。

いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱（平成22年2月22日制定）第4条第1項に規定する排除措置対象者に該当する。

工事等に関して、保証した者が故意にその義務を免れた場合において、その事実があった日から2年を経過していない。

資格の審査に関する申請書その他の添付書類について虚偽の事項を記載した。

次のいずれかに該当すると認められ、申請期間の末日において、いわき市競争入札有資格者指名停止等措置要綱（平成28年3月30日制定）に基づく指名停止の期間にある。（指名停止の期間にある者を代理人、支配人その他の使用人、又は入札代理人として使用している場合を含む）

ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした。

イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した。

ウ 落札者が契約を締結すること、又は契約者が契約を履行することを妨げた。

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務を妨げた。

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった。

カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った。

社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。以下同じ。）に加入していない。ただし、社会保険等の適用が除外されている者を除く。

（5枚のうち2枚目）

2 消費税法に係る事業者の区分（申請日現在で該当する方に✓印を付けてください。）

課税事業者

免税事業者

免税事業者の要件等については税務署へご確認ください。  
課税・免税どちらにも✓印がない場合は課税事業者として登録します。

3 資本金

資本金		万円
-----	--	----

金額の万円未満を切り捨てて記入してください。

4 従業員の数（事業主・役員を含む。正規社員のみ（パート、アルバイト、日雇い、派遣社員は含みません）を記入してください。）

全体の従業員数 (人)		うち技術者数(人)	
		うち事務員数(人)	

5 営業年数（営業年数の1年未満は切り捨ててください。）

設立・創業(和暦)	年	月	日	営業年数	
-----------	---	---	---	------	--

6 社会保険等の加入状況（申請日現在で該当する項目に✓印を付けてください。）

雇用保険 (要添付:「労働保険概算・確定保険料申告書」+「保険料を納付したことを証する書類」)	
<input type="checkbox"/> 加入済	
<input type="checkbox"/> 適用除外（適用除外の理由に該当する項目に✓印を付けてください。）	
<input type="checkbox"/> 役員、同居の親族のみ又は個人事業主で構成される事業所 (全従業員のうち、役員 名、親族従業員 名)	
<input type="checkbox"/> その他（理由： )	

健康保険 (要添付:直近月の保険料を納付したことを証する書類)	
<input type="checkbox"/> 加入済	
<input type="checkbox"/> 適用除外（適用除外の理由に該当する項目に✓印を付けてください。）	
<input type="checkbox"/> 従業員が5人未満の個人事業所	
<input type="checkbox"/> 適用除外の承認を受けて国民健康保険組合に加入 (組合名： )	
<input type="checkbox"/> その他（理由： )	

厚生年金保険 (要添付:直近月の保険料を納付したことを証する書類)	
<input type="checkbox"/> 加入済	
<input type="checkbox"/> 適用除外（適用除外の理由に該当する項目に✓印を付けてください。）	
<input type="checkbox"/> 従業員が5人未満の個人事業所	
<input type="checkbox"/> その他（理由： )	

【注意】  
雇用保険・健康保険・厚生年金保険に「未加入（適用除外を除く）」である場合は、申請を受け付けることができません。

（5枚のうち3枚目）

7 市県民税の特別徴収（申請日現在で該当する項目に✓印を付けてください。）

特別徴収の有無 （要添付：市県民税特別徴収税額の決定通知書の写し（表紙のみで可））
<input type="checkbox"/> 特別徴収を行っている。 <input type="checkbox"/> 特別徴収義務者であるが、特別徴収を行っていない。 <input type="checkbox"/> 上記以外

8 障がい者の雇用（申請日現在で該当する項目に✓印を付けてください。）

雇用状況 （要添付：「障がい者雇用状況報告書」の写し等）
<input type="checkbox"/> 法定義務のある企業であり、法定雇用率以上の障がい者を雇用している。 <input type="checkbox"/> 法定義務のない企業であるが、障がい者を雇用している。 <input type="checkbox"/> 上記以外

9 市内の障害者就労施設等からの調達（契約）実績の有無（基準日から過去1年以内）

- あり       なし

障害者就労施設等とは提出要領「障害者就労施設等一覧」のとおりです。

「あり」の場合、契約書・領収書等の年月日、金額、品目が記載されており、支出されたことが確認できる書類の写し(1件)を添付してください。(書類の添付がない場合は「なし」として取り扱います。)

「障害者優先調達推進法」の趣旨を踏まえ、市として障害者支援に向けた取り組みを進めていくにあたり、当該施設からの物品及び役務の調達実績について調査するものです。

（5枚のうち4枚目）

10 資格等を有する中で、登録を希望する業種の右欄に「 」を記入してください。

いわき市が実施する競争入札に参加する資格の審査を申請します。

<p><b>【測量関係業務】</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>測</td><td>測量一般</td><td></td></tr> <tr><td>図</td><td>地図調製</td><td></td></tr> <tr><td>航</td><td>航空測量</td><td></td></tr> </table> <p><b>【建築関係建設コンサルタント業務】</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>建</td><td>建築一般</td><td></td></tr> <tr><td>設</td><td>建築設備</td><td></td></tr> </table> <p><b>【土木関係建設コンサルタント業務】</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>土</td><td>土木一般</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>河川、砂防及び海岸・海洋</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>港湾及び空港</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>電力土木</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>道路</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>鉄道</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>上水道及び工業用水道</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>下水道</td><td></td></tr> </table>	測	測量一般		図	地図調製		航	航空測量		建	建築一般		設	建築設備		土	土木一般			河川、砂防及び海岸・海洋			港湾及び空港			電力土木			道路			鉄道			上水道及び工業用水道			下水道		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>農業土木</td><td></td></tr> <tr><td>森林土木</td><td></td></tr> <tr><td>水産土木</td><td></td></tr> <tr><td>廃棄物</td><td></td></tr> <tr><td>造園</td><td></td></tr> <tr><td>都市計画及び地方計画</td><td></td></tr> <tr><td>地質</td><td></td></tr> <tr><td>土質及び基礎</td><td></td></tr> <tr><td>鋼構造及びコンクリート</td><td></td></tr> <tr><td>トンネル</td><td></td></tr> <tr><td>施工計画、施工設備及び積算</td><td></td></tr> <tr><td>建設環境</td><td></td></tr> <tr><td>機械</td><td></td></tr> <tr><td>② 電気電子</td><td></td></tr> </table>	農業土木		森林土木		水産土木		廃棄物		造園		都市計画及び地方計画		地質		土質及び基礎		鋼構造及びコンクリート		トンネル		施工計画、施工設備及び積算		建設環境		機械		② 電気電子		<p><b>【地質調査業務】</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>地</td><td>地質一般</td><td></td></tr> <tr><td>質</td><td>地質調査</td><td></td></tr> </table> <p><b>【補償関係コンサルタント業務】</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>a</td><td>土地調査</td><td></td></tr> <tr><td>b</td><td>土地評価</td><td></td></tr> <tr><td>c</td><td>物件</td><td></td></tr> <tr><td>d</td><td>機械工作物</td><td></td></tr> <tr><td>e</td><td>営業補償・特殊補償</td><td></td></tr> <tr><td>f</td><td>事業損失</td><td></td></tr> <tr><td>g</td><td>補償関連</td><td></td></tr> <tr><td>h</td><td>総合補償</td><td></td></tr> </table>	地	地質一般		質	地質調査		a	土地調査		b	土地評価		c	物件		d	機械工作物		e	営業補償・特殊補償		f	事業損失		g	補償関連		h	総合補償	
測	測量一般																																																																																																		
図	地図調製																																																																																																		
航	航空測量																																																																																																		
建	建築一般																																																																																																		
設	建築設備																																																																																																		
土	土木一般																																																																																																		
	河川、砂防及び海岸・海洋																																																																																																		
	港湾及び空港																																																																																																		
	電力土木																																																																																																		
	道路																																																																																																		
	鉄道																																																																																																		
	上水道及び工業用水道																																																																																																		
	下水道																																																																																																		
農業土木																																																																																																			
森林土木																																																																																																			
水産土木																																																																																																			
廃棄物																																																																																																			
造園																																																																																																			
都市計画及び地方計画																																																																																																			
地質																																																																																																			
土質及び基礎																																																																																																			
鋼構造及びコンクリート																																																																																																			
トンネル																																																																																																			
施工計画、施工設備及び積算																																																																																																			
建設環境																																																																																																			
機械																																																																																																			
② 電気電子																																																																																																			
地	地質一般																																																																																																		
質	地質調査																																																																																																		
a	土地調査																																																																																																		
b	土地評価																																																																																																		
c	物件																																																																																																		
d	機械工作物																																																																																																		
e	営業補償・特殊補償																																																																																																		
f	事業損失																																																																																																		
g	補償関連																																																																																																		
h	総合補償																																																																																																		

11 有資格者数（人）

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>一級建築士</td><td></td></tr> <tr><td>二級建築士</td><td></td></tr> <tr><td>建築設備資格者</td><td></td></tr> <tr><td>建築積算資格者</td><td></td></tr> <tr><td>一級土木施工管理技士</td><td></td></tr> <tr><td>二級土木施工管理技士</td><td></td></tr> <tr><td>測量士</td><td></td></tr> <tr><td>測量士補</td><td></td></tr> <tr><td>司法書士</td><td></td></tr> </table>	一級建築士		二級建築士		建築設備資格者		建築積算資格者		一級土木施工管理技士		二級土木施工管理技士		測量士		測量士補		司法書士		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td rowspan="10" style="text-align: center; vertical-align: middle;">技 術 士</td><td>総合技術監理部門</td><td></td></tr> <tr><td>建設部門</td><td></td></tr> <tr><td>農業部門</td><td></td></tr> <tr><td>森林部門</td><td></td></tr> <tr><td>水産部門</td><td></td></tr> <tr><td>上下水道部門</td><td></td></tr> <tr><td>衛生工学部門</td><td></td></tr> <tr><td>電気電子部門</td><td></td></tr> <tr><td>機械部門</td><td></td></tr> <tr><td>情報工学部門</td><td></td></tr> <tr><td>応用理学部門</td><td></td></tr> </table>	技 術 士	総合技術監理部門		建設部門		農業部門		森林部門		水産部門		上下水道部門		衛生工学部門		電気電子部門		機械部門		情報工学部門		応用理学部門		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>技術士補（建設部門）</td><td></td></tr> <tr><td>第一種電気主任技術者</td><td></td></tr> <tr><td>伝送交換主任技術者</td><td></td></tr> <tr><td>線路主任技術者</td><td></td></tr> <tr><td>A P E C エンジニア</td><td></td></tr> <tr><td>R C C M</td><td></td></tr> <tr><td>地質調査技士</td><td></td></tr> <tr><td>補償業務管理士</td><td></td></tr> <tr><td>公共用地経験者</td><td></td></tr> <tr><td>コンクリート診断士</td><td></td></tr> </table>	技術士補（建設部門）		第一種電気主任技術者		伝送交換主任技術者		線路主任技術者		A P E C エンジニア		R C C M		地質調査技士		補償業務管理士		公共用地経験者		コンクリート診断士	
一級建築士																																																															
二級建築士																																																															
建築設備資格者																																																															
建築積算資格者																																																															
一級土木施工管理技士																																																															
二級土木施工管理技士																																																															
測量士																																																															
測量士補																																																															
司法書士																																																															
技 術 士	総合技術監理部門																																																														
	建設部門																																																														
	農業部門																																																														
	森林部門																																																														
	水産部門																																																														
	上下水道部門																																																														
	衛生工学部門																																																														
	電気電子部門																																																														
	機械部門																																																														
	情報工学部門																																																														
応用理学部門																																																															
技術士補（建設部門）																																																															
第一種電気主任技術者																																																															
伝送交換主任技術者																																																															
線路主任技術者																																																															
A P E C エンジニア																																																															
R C C M																																																															
地質調査技士																																																															
補償業務管理士																																																															
公共用地経験者																																																															
コンクリート診断士																																																															

12 過去 2 年における実績

（単位：千円）

	前年度決算 ( 年 月 ~ 年 月)	前々年度決算 ( 年 月 ~ 年 月)	2 年の平均実績 ( + ) / 2
測量関係業務			
建築関係建設コンサルタント業務			
土木関係建設コンサルタント業務			
地質調査業務			
補償関係コンサルタント業務			
計			

金額は消費税込みの額とし、千円未満は切り捨ててください。

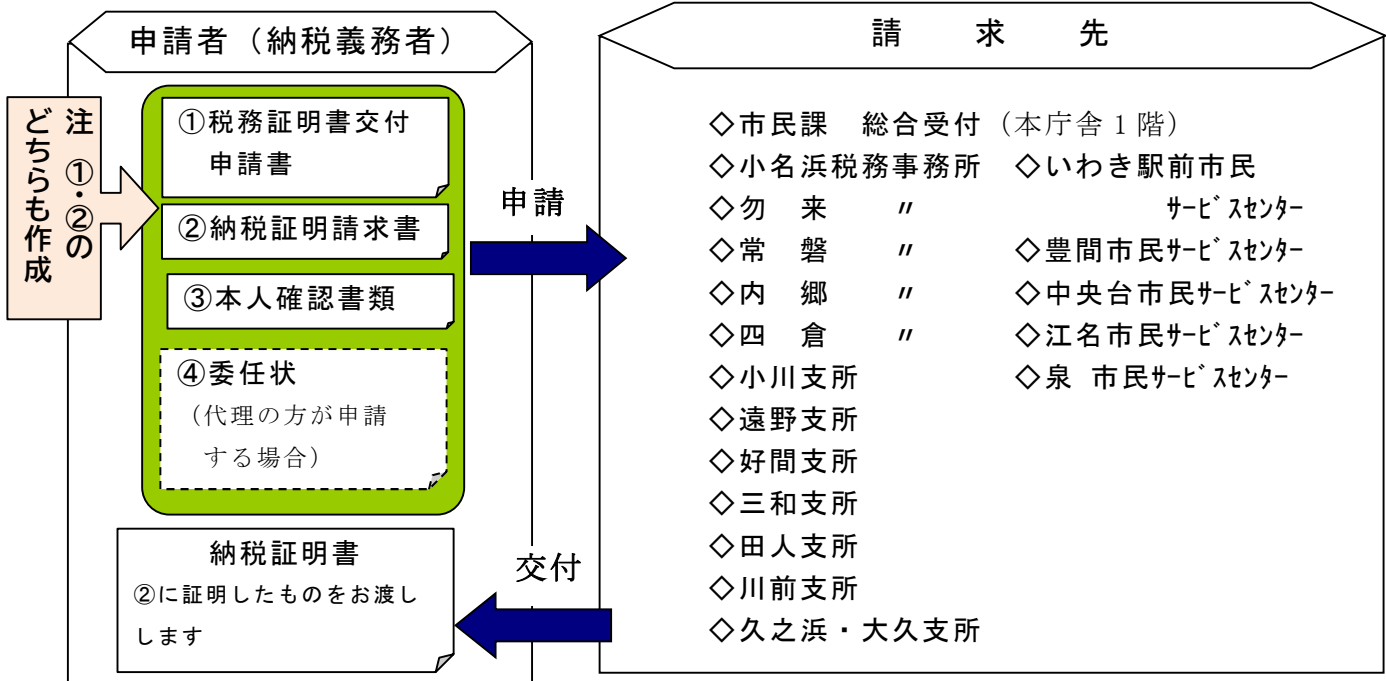
申請日の属する営業年度の前年度と前々年度の 2 年度分を記載してください。

ただし、申請日現在において前年度の決算が完了していない場合は、直近で決算が完了している 2 年度分の実績を記載してください。

## いわき市税の「納税証明」の請求について

入札参加資格審査申請に使用する納税証明書は、申請者（納税義務者）が納付・納入すべきこととなっているすべての税目のうち、納期の到来しているものについて完納されていることを証明するものです。

請求に当たっては、「税務証明書交付申請書」に「納税証明請求書」を添付し、本庁の市民課受付（1階）、各税務事務所又は各支所税務担当窓口に提出してください。



※ 納税証明の請求日前 14 日以内に納付・納入した市税がある場合は、申請の際に必ず納付・納入が確認できる領収書等を添付してください。

金融機関の窓口以外で納付・納入した場合、市で確認できるまで 1 か月程度を要する場合がありますので、納付・納入が確認できるものを提示していただくこととなりますのでご注意ください。

※ 詳しくは、いわき市税務課 [☎ 0246(22)7422] へお問い合わせください。

**④ 委任状の例（必要な記載事項）** ※下記注意事項を確認のうえ任意で作成してください。

委 任 状

令和 年 月 日

いわき市長 様

委任者 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ 印  
生年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

私は、次の者に、いわき市税の納税証明の請求及び受領に関する一切の権限を委任します。

受任者 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_  
生年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

※法人等の社員が業務として受任者となる場合は、社員であることがわかるよう、個人の住所、氏名のほかに会社の所在地及び会社名も記載してください。

※法人の場合は、生年月日の記入は、不要です。  
※個人の場合は、自署してください。  
※印鑑は、個人は認印を、会社(法人)の場合は代表者丸印(登録印)を押してください。



# 税務証明書交付申請書（本庁用）

※他課に証明あり

税務課  市民税課  資産税課

いわき市長 様

太枠の中だけ記入し、□のある欄は該当するものにレ印を入れてください。  
申請者の本人確認を行います。申請の際は、運転免許証等の本人確認書類を提示し

## 記入箇所

令和 年 月 日申請

申請者	住所（所在地）	備考
	フリガナ 氏名（名称）	
	生年月日 明・大・昭・平・令 年 月 日	
納税者 （証明を受けたい方）	住所（所在地）	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 代理人 <input type="checkbox"/> 相... <input type="checkbox"/> ... 証明書 <input type="checkbox"/> 銀... <input type="checkbox"/> 保... <input type="checkbox"/> 官公署 <input type="checkbox"/> 車購入・車検 <input checked="" type="checkbox"/> 入札参加 （ <input checked="" type="checkbox"/> いわき市） （ <input type="checkbox"/> 国・県・他市町村） <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 入国管理局 ※ <input type="checkbox"/> 内のみ記入・押印（申請者欄）してください。 ※ 当該納税されていることの証明については、特定様式のため1通につき250円の手数料がかかります。 ※ 営業証明（個人の方のみ）についても、1通につき250円の手数料がかかります。
	フリガナ 氏名（名称）	
	生年月日 明・大・昭・平・令 年 月 日	
申請事項	申請者（あなた）と納税者が異なる場合には、	
<b>委任状が必要です</b>   <b>委任状は要りません</b>		
必要な... □ 所得額 □ 所... □ 課税額 年度 通 <b>年度の記載は不要です。</b> □ 非課税 年度 通 <input checked="" type="checkbox"/> 納税 年度 通 □ 年度 通		
いわき <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="checkbox"/> 法人所在地 通 <input type="checkbox"/> 営業 (法人・個人) 通		家前 <input type="checkbox"/> 生 <input type="checkbox"/> 本
証明番号		
課長	課長補佐	係長
担当者	納税	課税
その他	手数料合計	
件	件	件
円	円	円

・会社(法人)の代表者本人が直接窓口申請に来た場合には、「代表者丸印(登録印)」の押印が必要ですのでご注意ください。

・代理人(社員や行政書士等)に委任している場合は、納税者からの「委任状」が必要となります。

・申請者欄には、委任状の受任者欄と同じ住所、氏名を記入して下さい。

・住所の欄には、納税証明請求書記入した「住所」を記入してください。  
 個人事業主の場合で店舗の所在地が異なる場合は店舗住所も記入してください。

・氏名欄には納税証明請求書に記入した「商号」及び「氏名(代表者)」を記入してください。  
 「氏名(代表者)」については、フリガナも記入してください。

# 納税証明請求書

令和 年 月 日

いわき市長 様

いわき市入札参加資格審査申請に使用するため、次のことについて証明願います。

1 住所（所在地） \_\_\_\_\_

2 商 号 \_\_\_\_\_

3 氏名（代表者） \_\_\_\_\_

（注意事項）※1、3について、個人事業主は個人事業主の住所、氏名を記載のこと。  
法人については、法人の所在地、代表者を記入のこと。

## 【証明事項】

- 納付すべき税目の納期到来分について納税されている。
- 納付すべき税目のうち、徴収猶予が認められている市税等を除く納期到来分について納税されている。
- 徴収簿に登載なし。

証明番号 第 \_\_\_\_\_ 号

上記のとおり相違ないことを証明します。（令和 年 月 日現在）

令和 年 月 日

いわき市長 内田 広之

(注意) 窓口で申請する際は、この納税証明請求書と別紙「税務証明書交付申請書」を併せて提出してください

# 記入箇所

## 納税証明請求書

① 令和 年 月 日

いわき市長 様

いわき市入札参加資格審査申請に使用するため、次のことについて証明願います。

1 住所 (所在地)

②

2 商

号

③

3 氏名 (代表者)

④

(注意事項) ※1、3について、個人事業主は個人事業主の住所、氏名を記載のこと。  
法人については、法人の所在地、代表者を記入のこと。

上記太枠内を記入してください。

①請求年月日:証明を申請した年月日

②住所(所在地):個人事業主の場合、店舗の所在地が異なる場合は店舗所在地も記入。

③商号:本社(本店)で課税されている場合は本社名を記入。

支店又は営業所等で課税されている場合は、支店名等を記入。  
個人事業主の場合は屋号を記入。

④氏名(代表者):法人の場合は③の代表者

※ 本社課税と支店又は営業所等課税の両方がある場合は、本社、支店又は営業所等名でそれぞれの所在地、商号、代表者(支店長又は営業所長名)で、1通ずつの納税証明請求書が必要となります。

# 同意書

令和 年 月 日

いわき市長様

フリガナ 所在地(住所)	
フリガナ 商号又は名称	
フリガナ 代表者(役職名)氏名	( )
電話番号	( )

以下に記載する者について、暴力団等でないこと及び暴力団等と関与していないことを警察等関係機関へ照会することに同意します。

## 【代表者】

フリガナ (役職名)氏名	生年月日	性別	住所
( )		男・女	

## 【代表者以外の「役員等」】

フリガナ (役職名)氏名	生年月日	性別	住所
( )		男・女	
( )		男・女	
( )		男・女	
( )		男・女	
( )		男・女	
( )		男・女	
( )		男・女	
( )		男・女	
( )		男・女	
( )		男・女	

役員等...取締役・監査役(社外・非常勤を含む)及び経営に実質的に関与している者

記載例

同意書

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

いわき市長様

フリガナ	フクシマケンイワキシハイアザウメト
所在地(住所)	福島県いわき市平字梅本21番地
フリガナ	イワキケン
会社名称	イワキ建設(株)
フリガナ	イワキ タロウ
代表者(役職名)氏名	(代表取締役) 石城 太郎
電話番号	0246(22)1111

入札参加資格審査申請書に記載したものと、同一内容を記入して下さい。

以下に記載する者について

入札参加資格審査申請書に記載した代表者の「氏名」「氏名のフリガナ」「生年月日(和暦)」「性別」及び「住所(住民登録地)」を記載してください。

【代表者】

フリガナ (役職名)氏名	生年月日	性別	住所
イワキ タロウ (代表取締役)石城 太郎	昭和 年 月 日	男・女	いわき市内郷高坂町四方木田191番地 メゾンメディカル 棟 2021号室

【代表者以外の「役員等」】

フリガナ (役職名)氏名	生年月日	性別	住所
イワキ ハナコ (取締役)石城 花子	昭和 年 月 日	男・女	いわき市内郷高坂町四方木田191番地 メゾンメディカル 棟 2021号室
イワキ ジロウ (取締役)石城 次郎	昭和 年 月 日	男・女	いわき市平谷川瀬西作1番地
フクシマ サブロー (社外取締役)福島 三郎	昭和 年 月 日	男・女	東京都港区新橋二丁目16-1 ニュー新橋ビル7階

(法人・団体の場合のみ記載)

申請日現在の役員等(下記ア～ウ)全員の「役職名」、「氏名」、「氏名のフリガナ」、「生年月日(和暦)」、「性別」及び「住所(住民登録地)」を記入してください。

- ア 法人にあっては、「取締役・監査役等の役員(社外・非常勤を含む)」及び「経営に実質的に関与している者」
- イ 法人格を有しない団体にあっては、「経営に実質的に関与している者」
- ウ 共同で事業を行う目的をもって形成された団体にあっては、「構成員」

履歴事項全部証明書に記載されている順序で記入してください。

申請日現在で登記が完了していない役員がいる場合、退任者は含めず、就任者は含めて、記載してください。

枠内に収まるように記載してください。

注意事項

当該同意書について、記載漏れ等がある場合は審査できません。  
記載漏れがないようご注意ください!

役員等...取締役・監査役(社外・非常勤を含む)及び経営に実質的に関与している者

## 入札参加資格制限確認票

(虚偽の報告がされた場合、「いわき市競争入札有資格者指名停止等措置要綱」に基づく措置の対象となります。)

商号又は名称

当社の状況については、次のとおりです。

申請日から過去2年間の状況について	
該当有り	該当無し
	工事を粗雑にし、それに起因して公衆又は工事関係者に損害を与えたことがある。
	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)違反により、代表者、役員又は従業員が刑事告発、逮捕又は公訴提起されたことがある。
	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に違反し、公正取引委員会から排除措置命令、課徴金納付命令又は審決等を受けたことがある。
	贈賄、競売入札妨害又は談合の容疑により代表者、役員又は従業員が逮捕され又は逮捕を経ないで公訴提起されたことがある。
	建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、監督官庁から処分を受けたことがある。
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)の規定に違反し、監督官庁から処分を受けたことがある。
	暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくはその関係者が経営に関与している又は暴力団若しくはその関係者と関与している。( )  又は が該当します。 暴力団等に対する資金の供給、便宜の供与等を行い、暴力団等の維持運営を図るために協力し、又は関与していると認められる者 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加える目的をもって暴力団の威力又は暴力団等を利用していると認められる者
	上記の他、業務に関し、法令等に違反し、代表者、役員又は従業員が逮捕され又は公訴を提起されたことがある。  又は、監督官庁から行政処分又は行政指導を受けたことがある。
	代表役員等が拘禁刑以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は拘禁刑以上の刑若しくは刑法(明治40年法律第45号)の規定による罰金刑を宣告されたことがある。
	申請日から過去2年間に於いて、国、地方公共団体(いわき市を除く)から指名停止措置を受けたことがある。

### 記載上の注意

- 全項目について「該当あり」「該当なし」の欄のいずれかに を付けてください。
- 一箇所でも「該当あり」の欄に がついた方は、**事実の発生日や事実の詳しい内容が分かる書類を提出してください。**  
(任意の様式で可。なお監督官庁や他自治体等から処分を受けている場合は、その通知等の写しを添付してください。)
- 事実の内容に応じて入札参加資格制限を行うことがあります。**





様式 4

技術者集計一覧表

1	技術士				人
	【建設部門】				人
	(1)土質及び基礎	人	(7)道路		人
	(2)鋼構造及びコンクリート	人	(8)鉄道		人
	(3)都市及び地方計画	人	(9)トンネル		人
	(4)河川、砂防及び海岸・海洋	人	(10)施工計画、施工設備及び積算		人
	(5)港湾及び空港	人	(11)建設環境		人
	(6)電力土木	人			
	【上下水道部門】				人
	(1)上水道及び工業用水道	人	(2)下水道		人
	【農業部門】				人
	(1)農業土木	人			
	【森林部門】				人
	(1)森林土木	人			
	【水産部門】				人
	(1)水産土木	人			
2	RCCMの資格保有者				人
	(1)河川、砂防及び海岸・海洋	人	(11)都市計画及び地方計画		人
	(2)港湾及び空港	人	(12)地質		人
	(3)電力土木	人	(13)土質及び基礎		人
	(4)道路	人	(14)鋼構造及びコンクリート		人
	(5)鉄道	人	(15)トンネル		人
	(6)上水道及び工業用水道	人	(16)施工計画、施工設備及び積算		人
	(7)下水道	人	(17)建設環境		人
	(8)農業土木	人	(18)機械		人
	(9)森林土木	人	(19)水産土木		人
	(10)造園	人	(20)電気電子		人
			(21)廃棄物		人
3	学校教育法による大学卒業者で土木設計に関する経験年数が15年以上の技術者				人
4	学校教育法による短期大学又は高等専門学校卒業者で土木設計に関する経験年数が17年以上の技術者				人
5	土木設計に関する経験年数が20年以上の技術者				人
6	「RCCM資格試験」に合格し、社団法人建設コンサルタント協会に備える「RCCM登録簿」に登録しておらず、「登録証書」の交付を受けていない者				人
7	1で定める「技術士」以外で、土木設計に関する経験年数が10年以上の「技術士」				人
集計	1～7の技術者数の合計				人
	1～7に該当しない技術者数の合計				人
	全技術者数(①+ )				人

土木関係建設コンサルタント業務に登録される事業者のみ、作成してください。  
 複数の資格をもつ技術者であっても、1～7のいずれか一つの項目に記入してください。  
 (2枚のうち1枚目)

8 下水道法第22条に定める設計者等の資格

卒業又は修了した学校等	卒業又は修了した学科等	履修した学科目等	実務経験年数	該当人数
新制大学	土木工学科、衛生工学科又はこれらに相当する課程	下水道工学	1	
旧制大学	土木工学科又はこれに相当する課程	-	1	
新制大学	土木工学科、衛生工学科又はこれらに相当する課程	下水道工学に関する学科目以外の学科目	1.5	
短期大学 高等専門学校 旧制専門学校	土木科又はこれに相当する課程	-	2.5	
新制高等学校 旧制中等学校	土木科又はこれに相当する課程	-	3.5	
上記に定める学歴のない者	-	-	5	
新制大学の大学院	5年以上在学(卒業)	下水道工学	0.5	
新制大学の大学院又は専攻科 旧制大学の大学院又は研究科	1年以上在学	下水道工学	0.5	
短期大学の専攻科	1年以上在学	下水道工学	2	
国土建設学院	上下水道工学科	-	2.5	
指定講習の受講	国土交通大学校	専門課程下水道科研修	2.5	
	社団法人 日本下水道協会	下水道監督管理等資格者講習会	2.5	
	日本下水道事業団	下水道の設計又は工事の監督管理資格者講習会	2.5	
日本下水道事業団法施行令 第4条第1項に定める技術 検定	第1種技術検定に合格した者		1	
	第2種技術検定に合格した者		1	

外国の学校を卒業又は修了した技術者については、日本の学校による学歴、経験年数に準じて記入してください。

複数に該当する技術者であっても、いずれか1つの項目に記入してください。  
ただし、前頁の1～7に該当する技術者についても記入してください。

(2枚のうち2枚目)